

公益社団法人日本パークゴルフ協会商標管理規程

(平成23年2月24日制定)

(目的)

第1条 この規程は、国内におけるパークゴルフ全般の統一と、これを代表する公益社団法人日本パークゴルフ協会（以下「日本協会」という。）としての権利を守るため、次条に定める商標を保持し、これを保全管理するため必要な事項を定めることを目的とする。

(商標)

第2条 本規程の対象となる日本協会が保持する商標は、別表のとおりとする。

(商標使用基準)

第3条 商標を使用することができる者は、パークゴルフの原点、思想を理解し、健全な普及推進に貢献すると認められる次のものとする。

(1) 日本協会定款第8条に定める会員（以下「会員」という。）及び地方公共団体等公共的団体、又は公共的目的として使用するもの。

(2) 営利を目的として使用するもの。

2 商標を使用しようとする者は、別に定める商標使用申請書を提出し、承認を得なければならない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。




(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則(平成23年2月24日、第3回理事会制定)

この規程は、特定非営利活動法人国際パークゴルフ協会（以下「国際協会」という。）が平成16年1月28日に制定した「国際協会商標管理規程」を、公益社団法人日本パークゴルフ協会が継承して平成23年3月1日から施行する。

別表（商標 第2条関係）

登録番号	商標・呼称	図形ターム
第 3334594 号	商標（検索用） パークゴルフ 呼称 パークゴルフ	
第 2254374 号		 02B06
第 4995668 号		 02B06
第 2711026 号	商標（検索用） PARK GOLF/IPGA 呼称 パークゴルフ、アイピージイエ イ	 02B06 02B99 12A01
第 2716355 号	商標（検索用） PARK GOLF/IPGA 呼称 パークゴルフ、アイピージーエ ー パーク	 02B06 02B99 12A01

※上記登録番号 第 2254374 号、第 4995668 号、第 2711026 号、第 2716355 号は、
 通称「クマガラマーク」と呼称することができる。